



CHUGIN GLOBAL NEWS

ちゅうぎん海外ニュース

2025 MAR (Vol.94)

CONTENTS

海外拠点ニュース シンガポールの陸路国境	2
株式会社中国銀行 シンガポール支店	
新興国ニュース 第94回 海外最新ビジネス情報	6
株式会社東京コンサルティングファーム	
マレーシア：バジェット 2025 の続き	11
Kato Business Advisory Managing Director (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	
日本国公認会計士 加藤 芳之氏	
インドネシアにおける移転価格税制の最新改正とその影響	13
PT. BridgeNote Indonesia (マイツグループ) 榮 颯馬氏	
旧正月と香港のお金事情	15
香港マイツビジネスコンサルティング	
増値税法が公布：暫定条例、草案、現行制度や日本の消費税との違いを説明	17
～現行制度をほぼ踏襲・1年の周知期間により、施行の影響は軽微～	
株式会社マイツ 国際事業部 中国室室長 米国公認会計士 古谷 純子氏	
タイ最新ビジネス事情	21
Asia Alliance Partner Co.,Ltd. (AAP) (マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)	



株式会社 中国銀行
岡山県岡山市北区丸の内1-15-20
TEL:086-234-6539
香港支店
シンガポール支店
ニューヨーク駐在員事務所
上海駐在員事務所
バンコク駐在員事務所

cbk_hkbr@fr-chugin.jp
cbk_sgrep@fr-chugin.jp
cbk_ny@fr-chugin.jp
cbk_sh@fr-chugin.jp
cbk_bang@fr-chugin.jp

- ・本情報は、作成時の情報に基づくもので一部内容に変更がある場合があります。
- ・本情報は、信頼できる資料により作成しておりますが、当行がその正確性、安全性を保証するものではありません。
- ・本情報は、当行都合により通知なしに内容の変更・中止を行うことがあります。
- ・本情報は、法律の定めのある場合または承諾のある場合を除き、複製・複写することはできません。
- ・本情報は、お客さまへの情報提供のみを目的としたもので、取引の勧誘を目的としたものではありません。
- ・お取引に関する最終決定は、お客さまご自身の判断でなされますようお願い申し上げます。
- ・本情報についてのご照会は、最寄りの中国銀行の本支店、国際部または海外駐在員事務所までお願いします。

海外拠点ニュース

シンガポールの陸路国境

株式会社中国銀行 シンガポール支店

1. はじめに

シンガポールは 1965 年にマレーシア連邦から独立した島国であり、国土面積は約 720 k m²と東京 23 区ほどの大きさです。マレーシアとの関係悪化により連邦から追放される形で分離独立した経緯があり、当初は天然資源に乏しく貧しい国だったようです。

シンガポールは国家として生き延びるために『貿易』と『金融』を基盤に経済発展を推し進め、また都市計画においても限られた土地を有効活用するため『高層ビル化』や『公共交通網整備』など計画的な都市開発が進められてきました。

結果、急速な都市化を遂げ 2023 年現在約 592 万人が暮らす国際的な都市国家（人口密度世界 3 位）となっています。

現在も成長し続けるシンガポールですが、今回はマレーシアとりわけジョホールバル（マレーシア最南端の都市）との関係性に注目したいと思います。

2. ジョホールバルとのかかわり

前述のとおりシンガポールはマレーシアから独立したものの依然として経済的な関係性は強く、現在も日々 30 万人以上がシンガポールージョホールバル間を 2 つの陸路国境を通じて往来しています。

ジョホールバルといえば日本が初めてサッカーワールドカップ・フランス大会（1998 年）への出場を決めた最終予選の開催地であり「野人岡野」や「ジョホールバルの歓喜」を想起される方も多かもしれませんが、19 世紀にジョホール王国の王族がシンガポールに宮殿を持つなど当時から交流が深く、シンガポール独立後は最もシンガポー

ルに近い場所として現在も重要な都市となっています。

またジョホールバルはシンガポールと比べ物価が安く（半額以下のものもある）、週末は買い物に行く多くのシンガポール人で賑わっています。

3. 両国の交通手段

現在、両国の陸路国境は次の①②のルートがあります。



（図：2 つの陸路国境の場所）

① コーズウェイ（Causeway）



イギリス統治下時代、東インド会社の拠点であったシンガポールからマレーシアへの効率的な物資輸送を目的に 1923 年に建設されたルート。全長 1 km 程度、全幅 18m で、鉄道（※）、道路、水道、通信線が併設されている。写真中央の陸続きがコーズウェイで、右奥がジョホールバル。

※マレーシア国営鉄道（KTM：Keretapi Tanah Melayu）でシンガポール側の終点はウッドランズ駅。

②セカンドリンク（Second Link）



コーズウェイの渋滞緩和を目的にシンガポールとマレーシアが共同で 1998 年に建設したルート。全長 1.92 km。自動車、バス、トラックのみ通行可能。灯台右奥の橋がセカンドリンク。

現在、ジョホールバルからシンガポールへの通勤・通学は①②を通じて行われていますが、毎日 30 万人以上が利用しているため、朝夕の渋滞や入国審査の混雑が深刻化しています。

4. RTS（Rapid Transit System）

渋滞緩和を目的にシンガポールとジョホールバルを結ぶ新たな鉄道計画として、「高速輸送システム（RTS）」の建設が進められており、2026 年末の開業を目指しています。

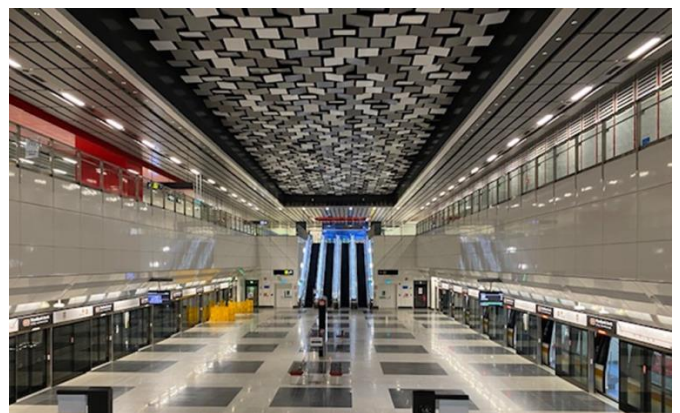
【RTS の概要】

	KTM	RTS
シンガポール	ウッドランズ駅	ウッドランズ・ノース駅
ジョホールバル	JBセントラル駅	ブキット・チャガール駅
所要時間	約5分	約5分
頻度	31往復/日	3～6分間隔
輸送人数	5～10千人程度/日	最大288千人/日



（出所：MRT Corp.）

【ウッドランズ・ノース駅構内】



シンガポール側の出発駅であるウッドランズ・ノース駅は既に完成していますが、現時点では RTS と連結されていないため、駅構内は週末にもかかわらず人影はなく、近未来な外観がかえって異様な光景のように感じられます。

【RTS の橋：ジョホール・ストリート・リンク】



シンガポール運輸相によると 2024 年 7 月末時点の工事進捗率は 83%とのことであり、撮影した

2025 年 1 月時点では新たな橋はほぼ完成している印象を受けました。

【ウッドランズ・ノース駅周辺施設】



2025 年 1 月時点ではウッドランズ・ノース駅から地上に出ると 1 棟の HDB (シンガポールの公共住宅) があるのみですが、駅周辺は急ピッチで工事が進んでおり、週末も至る所で工事が行われていました。建設中の建物も巨大であり、大型プロジェクトであることは容易に想像できます。すでに水面下では不動産開発が進んでいるのだと思いますが、今後大きな発展が期待できる駅の 1 つだと感じました。

5. RTS のメリット

◆共通

1. 入国審査時間の大幅短縮により通勤・通学者の増加が期待できる。

- ワンストップイミグレーション
- RTS 専用のイミグレーションレーン
- 自動化ゲートやシンガポール・マレーシア国民向けの特別レーン

⇒これらにより 1, 2 時間かかっていた入国手続きが 15 分程度に短縮される。

2. 観光と経済活性化

- シンガポールの観光客がジョホールバルにも足を延ばしやすくなり、相互の観光産業が活性化する。

◆シンガポール側

1. 人材確保と経済活性化

- シンガポールの課題である労働力不足の解消が期待される。
- シンガポール企業は低コストで労働力を確保でき、特にサービス業や建設業の活性化が期待できる。

◆ジョホールバル側

1. ジョホールバルの不動産価値向上

- ジョホールバルの不動産需要が上昇し、住宅価格や賃貸価格が上がる可能性が高い。
- 物価の安いジョホールバルに住みながらシンガポールで働くことが容易になる。

2. 投資の増加と経済発展

- シンガポールからの投資が増え、ジョホールバルの商業・産業が発展。
- シンガポール企業がジョホールバルに進出しやすくなり、雇用機会が増える。

6. 最後に

コズウェイの鉄道料金はどちらの国で切符を購入するかによって異なります。ジョホールバルで往復券を購入すれば 10 リンギット (約 345 円) ですが、シンガポールで購入すると 10 シンガポールドル (約 1,140 円) となります。過去同じ国であった名残で「1 リンギット = 1 シンガポールドル」をベースに設定した経緯があるようですが、現在の貨幣価値では約 3.3 倍に拡大しており、シンガポールの成長が伺えます。

一方、成長スピードの差はあるものの現在においても両都市は相互に補完しつつ成長しており、

RTS の開通によって更なる経済的・文化的発展が期待できるのではないのでしょうか。

《参考》

日本国外務省、世界銀行、MRT Corp.

シンガポール支店

所在地：

16 Collyer Quay, #24-01/02 ,

Singapore 049318

TEL： +65-6536-7757

新興国ニュース

第 94 回 海外最新ビジネス情報

株式会社東京コンサルティングファーム

今回はマレーシア、インド、フィリピンの最新情報をお届けいたします。ぜひご一読ください。

～マレーシア～

■マレーシアの労働環境と社会制度：

現状と課題

1. マレーシアの労働環境と社会保障制度

マレーシアの社会保障制度は、公務部門において全額政府負担であり、老齢保障年金や医療保障が提供されています。一方、民間部門では、使用者と従業員が保険料を負担する積立基金に基づく老齢年金が存在し、公的援助は限られています。このため、公務部門と民間部門の間に格差があります。

医療保険制度はなく、使用者が従業員向けのグループ保険に加入することが一般的です。労働者社会保障法や労働者災害補償法などの法律が整備されており、年金制度は従業員積立基金法に基づいています。

労働争議の現状：

最近の労働争議では、不当解雇が重要な問題となっています。労働者は、正当な理由や弁解の機会もなく解雇された場合、不当解雇とみなされますが、使用者は様々な理由で解雇を通告することが多く、労働者にとって再就職が困難になるケースがあります。

具体的な事例として、健康診断結果に基づく一方的な解雇があり、労働者は労働裁判所に提訴しました。裁判所は復職を命じることはせず、賃金 24 カ月分の補償を命じました。

労働法制の概要：

マレーシアの労働法は英国法を基にしており、雇用法と労使関係法が存在します。雇用法は一部の労働者にのみ適用され、賃金が一定額以下の労働者に限定されています。使用者による解雇は慎重な手続きを要求され、特に外国人労働者の管理については厳しい責任が課せられています。

最低賃金制度は 2016 年に導入され、2023 年には改正雇用法が施行され、すべての労働者がこの法律の適用を受けることになりました。

2. マレーシアにおける病気休暇制度と有給休暇について

マレーシアでは、病気休暇と年次有給休暇別々に制度化されており、労働者が健康を維持しながら働くための重要なサポートが提供されています。

病気休暇制度：

病気休暇は、労働者が病気や怪我のために仕事を休む際に取得できる休暇です。この制度を利用するためには、医師の証明書 (Medical Certificate) を提出することが求められます。入院の必要がない場合でも、以下のように勤続年数に応じた病気休暇が認められています。

- ・勤続年数 2 年未満: 14 日間
- ・勤続年数 2 年以上 5 年未満: 18 日間
- ・勤続年数 5 年以上: 22 日間

ただし、医師の証明書を提出できなかつたり、病気であることを 48 時間以内に会社に連絡しなかった場合は、無断欠勤と見なされるため注意が必要です。

入院時の病気休暇：

入院が必要な場合には、上記の病気休暇の日数に加え、最大 60 日間の病気休暇を取得することが

できます。これは、入院に伴う治療や回復のための十分な時間を確保するための制度です。

有給休暇制度:

マレーシアの有給休暇制度は、1955年に定められた雇用法(Employment Act)に基づいています。勤続年数に応じて、有給休暇の日数は以下のように設定されています。

- ・勤続年数 2 年未満: 8 日間
- ・勤続年数 2 年以上 5 年未満: 12 日間
- ・勤続年数 5 年以上: 16 日間

このように、マレーシアでは病気休暇と有給休暇が明確に区別されており、労働者は健康状態や勤続年数に応じて適切な休暇を取得することが可能です。これにより、労働者は安心して仕事に取り組むことができる環境が整っています。

3. ハラルマークの不正使用に対する厳格な罰則

2025 年 1 月 17 日、アーミザン・モハド・アリ国内取引・生活費相は、ハラルマークの不正使用に関する現行法の罰則が非常に厳格であることを強調しました。彼は、この厳格な罰則が違反者に対する抑止力として機能することを期待していると述べています。

具体的には、2011 年に制定された「貿易説明(ハラルの定義) 命令」では、ハラルマークを不正に使用した企業に対して、最大 500 万リンギの罰金が科される可能性があるとされています。また、個人に対しても最大 100 万リンギの罰金、または最長 3 年の禁錮刑が適用されることがあります。

さらに、同相は「2011 年貿易説明(ハラルの認証と表示)」に基づく規定にも言及しました。この法律では、企業がハラルマークを不正に使用した場合、初犯で最大 20 万リンギ、再犯時には最大 50 万リンギの罰金が科されることが明記されています。個人に対しても、初犯の場合は最大 10 万リンギの罰金、または最長 3 年の禁錮刑、さらにはその両方が適用される可能性があります。再犯の場

合には、最大 25 万リンギの罰金、または最長 5 年の禁錮刑が科されることになります。

アーミザン相は、これらの厳格な罰則がハラルロゴの不正使用を防ぎ、消費者の信頼を確保するための重要な措置であると強調しました。ハラルマークの不正使用は、消費者に誤解を与え、ハラル製品の信頼性を損なう可能性があります。そのため、政府はこの問題に対して強い姿勢で臨んでおり、法的な枠組みを強化することで、ハラル認証の価値を守る意向を示しています。

~インド~

■2025 年予算案に関して

インドのニルマラ・シタラマン財務大臣は 2 月 1 日 2025-26 年度の連邦予算案を発表しました。本予算案は、インド経済の成長を促進し、中間層の購買力向上や各産業への支援を目的とした「国民のための予算」と位置づけられています。

また、外国直接投資(FDI)規制の緩和や、税制の簡素化など、ビジネス環境の整備が進められています。そこで本ニュースレターは下記のようなトピックで税制に関してまとめています。尚下記は 2 月 1 日政府が発表した予算案となります。※今後正式な規制及び法改正は政府より発表される予定となります。

トピック

1. 個人所得税
2. 法人税
3. TDS・TCS
4. GST
5. 移転価格税制

1.個人所得税

○免税限度額において 30 万 INR から 40 万 INR に引き上げ

・以下改定後(2025 年予算案)時点の超過累進課税の表

所得税率の改定：

40 万 INR～80 万 INR：5%

80 万 INR～120 万 INR：10%

120 万 INR～160 万 INR：15%

160 万 INR～200 万 INR：20%

200 万 INR～240 万 INR：25%

240 万 INR 以上：30%

- ・新税制で所得 120 万ルピーまで所得税免除予定。
- ・自宅 2 軒まで固定資産税免除（自己居住または利用不可の理由がある場合）

2.法人税

○法人税率は変更なし

○法人税修正申告の期限延長：会計年度終了後 3 年から 5 年に延長

- ・3 年超～4 年以内に提出：追加税 60%。
- ・4 年超～5 年以内に提出：追加税 70%。
- ・4 年経過後に更正通知が発行された場合、修正申告不可（但し、更正が取り下げられた場合は例外）

○スタートアップ法人税優遇：設立期限を 2025 年 4 月から 2030 年 3 月 31 日まで延長

- ・IFSC（国際金融サービスセンター）優遇策：船舶リース、保険会社、グローバル企業の財務センター向け税制優遇を拡大
- ・税制優遇の適用期限を 2030 年 3 月 31 日まで延長

○ソブリンファンド・年金ファンドの投資期限延長

・インフラ投資を促進するため、投資期限を 2030 年 3 月 31 日まで延長

3.TDS・TCS

TDS:

- ・TDS の税率と適用しきい値を整理し、特に高齢者や賃貸収入者の負担を軽減
- ・高齢者向けの銀行利息所得の TDS 免除額を 5 万ルピー → 10 万ルピーに拡大
- ・賃貸収入の TDS 対象額の閾値を年 240,000 ルピー → 年 600,000 ルピーに引き上げ

TCS:

○LRS（自由送金制度）における TCS しきい値引き上げ

- ・送金額 7 万ルピー → 10 万ルピー に引き上げ（金融年度 2025-26 より適用）
- ・教育目的で金融機関からのローンを利用する場合、TCS は免除

○TCS 適用免除

- ・商品販売に対する TCS 廃止（2025 年 4 月 1 日より適用）
- ・LRS（自由送金制度）に基づく教育目的の送金に関して、指定金融機関からのローンによる送金は TCS 対象外
- ・TCS の遅延納付に関する変更
- ・TCS の遅延納付は、TCS 申告書提出期限までの間であれば非犯罪化（De-criminalized）
- ・これにより、納税者のコンプライアンス負担が軽減

○非申告者に対する TCS の高税率適用を廃止

- ・過去の納税申告書未提出者に対する TCS の高税率適用を廃止し、一般税率へ統一

4.GST

○「機械設備（plant or machinery）」の定義変更

- ・CGST 法第 17(5)(d)条の用語が「plant or machinery」→「plant and machinery」に変更

・これにより、一部設備投資の仕入税額控除 (ITC) が認められる可能性

○GST の課税対象外取引の拡大

・SEZ (特別経済区) や FTWZ (自由貿易倉庫) 内での取引の一部を GST 非課税とする措置を導入

・これにより、輸出関連の取引に対する税務負担を軽減

○バウチャー取引に関する GST 規定の削除

・バウチャー発行時の課税ルールを削除し、バウチャー利用時に課税する方式に一本

・これにより、バウチャー発行事業者の税務負担が軽減

○GST 納税・コンプライアンスの変更

GST 審査請求時の前払金要件

・罰金のみが争点の審査請求時、10%の前払金が必要

・これは、虚偽申告や過少申告を抑制するための措置

○GST クレジットノートに関する変更

・取引相手が仕入税額控除 (ITC) を利用していない場合、GST クレジットノートの使用が制限される

5. 移転価格税制

○「ブロック査定」制度の導入

・移転価格税制 (TP) に関する監査を 1 会計年度単位ではなく、3 会計年度単位で実施可能にする新制度を導入

・これにより、同様の取引を含む複数年度の監査を一括して行い、コンプライアンス負担を軽減

・納税者が移転価格監査の対象となった場合、3 年分を一括して審査する「ブロック査定」の選択肢を提供

○納税者の選択権

・ブロック査定制度を利用するかは、納税者が選択可能

・ただし、税務当局 (TPO) が選択の適格性を検討し、適用可否を判断

・特定ケースでは適用不可

・検索・差押え (Search & Seizure) の対象となった場合には、ブロック査定制度は適用されない

○セーフハーバールール拡大

・移転価格の紛争を減少させるためセーフハーバールール適用範囲を拡大

・具体的な拡大範囲は今後決定されるが、適用企業の増加が見込まれる見込み

今回の予算案では、優遇税制や税制改革に関しての大幅な改定について言及されており、中間層の可処分所得の増加、国内製造業の優遇税制をみても今後のインド経済を支援していこうとする政府の意図が垣間見えます。

つまり今後のインド経済成長の持続と経済の周りを取り巻くビジネス環境に重点を置いている政策と言えるでしょう。

～フィリピン～

■フィリピン現地スタッフへ適用される就業規則

○就業規則

フィリピンにおいて就業規則の作成は義務ではありませんが、日系企業として進出するにあたり起こりうるであろうリスクを低減するためにも、早めに作成し、現行の労働法に合わせ定期的に見直しを図る必要があります。記載する項目としては主に、従業員規則 (就業時間/個人情報保護/遅刻欠席/ドレスコード/インターネット利用等)、賃金の取り決め、福利厚生などが挙げられますが、意向によって項目を追加することが可能です。

○加盟する社会保険機構

従業員を雇う場合は、下記3つのフィリピンの社会保険機構に登録する必要があります。

・社会保障制度 (Social Security System)、通称 SSS

<http://www.sss.gov.ph/>

・フィリピン健康保険公社 (Philippine Health Insurance Corporation)、通称 HIC/PhilHealth

<https://www.philhealth.gov.ph/>

・持家促進相互基金 (Home Development Mutual Fund/Pag-IBIG Fund)、通称 HDMF/Pag-IBID

<https://www.pagibigfund.gov.ph/>

ただ、このうち SSS および HDMF は従業員を雇用する前に、会社として登録することも可能です。しかし、PhilHealth に関しては依然として従業員登録が必要であるので、先に SSS および HDMF を早い段階で登録することで、設立業務完了時期を早めることができます。

○退職金

また 60 歳以上 65 歳以下、退職金の取得時点で 5 年以上勤務していた従業員は、「基本給の 1/2×勤続年数」に相当する退職金を取得できます。これはパートタイム労働者にも同様に適用されます。就業規則は策定したものの、年数が経過するにあたり初期に製作した就業規則が現行の労働法に沿っていないといった理由から、新たに修正を加える必要が出る事例が多く見受けられます。

○従業員解雇

またフィリピンにおける従業員解雇は、Twine Noticeと言われる二段階での通知が必要です。従業員と同意の上に辞職という形になっても、のちに DOLE (労働局) へ事情を伝え、裁判に持ち込まれることもあるため、企業は慎重に検討したうえで、法に則った適切な形式で従業員解雇を実施する必要があります。また降格も不可であり、一度給与を上げると再度下げることができません。

これらの理由から、従業員を新たに雇う際には、企業の就労基準を厳格に満たすかを考量することを念頭に置いたうえで、試用期間の 6 か月の間までに契約解除、または雇用の継続を判断することをお勧めします。

株式会社東京コンサルティングファーム

インド・中国・香港・ASEAN・中東・アフリカ・ラテンアメリカなど世界 20 か国超に拠点を有し、各国への進出や進出後の事業運営についてトータルサポートを行っている。

また、新興国投資に対応したデータベース

「Wiki-Investment」を提供し、30 カ国の投資環境や会社法、税務、労務、M&A 実務といった内容を掲載。(URL <http://wiki-investment.com/>)

さらに「海外投資の赤本」シリーズとして、インド・中国・東南アジア各国・メキシコ・ブラジルなどの投資環境、拠点設立、M&A、会社法、会計税務、人事労務などの情報を網羅的かつ分かりやすく解説した書籍を出版している。

問合せ先：f-info@tokyoconsultinggroup.com

マレーシア: バジェット 2025 の続き

Kato Business Advisory Managing Director
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)
日本国公認会計士 加藤 芳之氏

<ポイント>

- ・ スポーツ活動・高齢者介護に関する控除の範囲拡大
- ・ 祖父母の支援も対象に

<スポーツ活動・高齢者介護に関する控除の範囲拡大>

N子: 加藤さん、今回もバジェット 2025 の続き、宜しく願い致します。

加藤: はい。引き続き、個人所得税関連のお話をさせていただきます。

N子: はい。

加藤: まずは、スポーツ用品やスポーツ活動に対する控除です。従来の制度では、本人、配偶者、または子供のスポーツ用具やスポーツ活動にかかる費用について、RM1,000 まで控除が認められていました。

N子: 皆さん、ゴルフとかテニスとかされるから良いですね。

加藤: はい。この控除につき、金額は同じですが、新たに両親が購入したスポーツ用品や、両親のスポーツ活動が対象に加えられました。

N子: なるほど。なんか最近こういうパターンが増えてきましたね。

加藤: そうですね。ちゃんと親孝行しなさいという事ですかね。具体的には、スポーツ開発法 1997 年に記載されるスポーツ活動で、オートバイなどは含まれていないようです。

N子: なるほど。

加藤: また、スポーツ施設への入場料やレンタルフィー、フォーマルな協議への参加費、ジムのメンバーシップフィーなども対象になります。

N子: はい。

<親の医療費、特別なニーズ、介護費用など>

加藤: 次に、両親の医療費等に関する控除です。

N子: あっ、本人や配偶者、子供さん以外に、両親の医療費も控除が取れるんですね。

加藤: そうなんです、残念ながら日本人には使えないですね。マレーシアで登録された医療機関やライセンスを保有している薬局などへの支出が対象です。

N子: そうなんですね。

加藤: はい。昔は確か日本のものもいけたので、私も一部クレームしていたのですが、かなり前に外国の病院や薬局は対象から外されました。

N子: 残念。。

加藤: 親の医療費や特別なニーズ、介護費用などについて、RM8,000 を上限とした控除が認められ、具体的には以下のものが含まれます。

● クリニックや病院での治療

● 治療および在宅看護、デイケアセンターおよび老人ホーム。

● 美容歯科治療を含まない歯科治療。

● 完全な健康診断 (RM1,000 まで)。

N子: なるほど。

加藤: これらの控除が、バジェット 2025 にて、祖父母まで拡大されました。また、完全な健康診断だけでなく予防接種も含むようになります (RM 1,000 まで)。

N子: 良い事ですね！

加藤: はい。

<介護手当>

加藤: 次に、従来は 12 歳以下の児童に係る児童養育手当や雇用主が保育所に直接支払った金額について、RM3,000 を上限として免税されていたのですが、高齢者介護 (両親/祖父母) についても同様の控除が認められる事になりました。

N子：なるほど。続々とご両親や祖父母関連を拡充してますね。

加藤：はい。加えて、これは個人所得税ではなく法人税の方なんですけど、保育所の設置と維持に関する費用や、雇用主が従業員に支払う児童養育手当について、雇用主に二重控除を認めるという従来制度を拡充し、高齢者介護（両親/祖父母）にも控除範囲が拡大することになりました。

N子：良く分かりました。

NNA 隔週記事（出所：NNA）

Kato Business Advisory（マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー）

マレーシアに 1997 年から駐在し、マレーシア進出の日系企業に対し 20 年以上、会計・税務、経営面をサポートしています。2020 年に独立し、現在の KATO BUSINESS ADVISORY を設立。日系企業の現地進出支援を展開している会計系コンサルティング会社です。

【代表者】加藤 芳之

【社員数】9 名（2020 年 11 月 時点）

【有資格者】6 名

【支援業務内容】

マレーシア進出支援：設立、設立後の会計・監査・税務、経営支援

設立前のご相談から設立支援、設立後の会計・監査・税務、経営支援まで幅広くサポートさせていただきます。

国際税務支援：移転価格対策等

移転価格対策等、海外展開している日系企業が抱える税務リスクをトータルにサポートさせていただきます。

間接税支援

マレーシア特有のセールス・サービス税や不動産譲渡益税等につき、長年の実績をベースにサポートさせていただきます。

M&A 支援：バイサイド、セルサイド、財務 DD 対応

会計事務所系コンサルティング会社だからこそできるサービスを提供させていただきます。

－お問い合わせ先－

KATO BUSINESS ADVISORY SDN BHD

N-6-10, The Gamuda Biz Suites, No.12, Persiaran Anggerik Vanilla, Kota Kemuning, 40460 Shah Alam, Selangor, Malaysia

Kato@kato.com.my

携帯：+60-12-371-0369

インドネシアにおける

移転価格税制の最新改正とその影響

PT. BridgeNote Indonesia（マイツグループ）
榮 颯馬氏

インドネシアは、近年の経済成長とともに、税務コンプライアンスの強化を進めています。特に、多国籍企業による利益の移転を防ぐための「移転価格税制（Transfer Pricing: TP）」は、OECDのBEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトを反映しつつ、現地の経済状況に合わせて改正が続けられています。2023年12月29日、インドネシア財務省は新たな移転価格税制に関する規則「PMK-172」を公布し、2024年より適用を開始しました。本記事では、この新規則の主要なポイントと、企業への影響について解説します。

移転価格税制の改正内容

今回の改正では、主に以下の3点が大きく変更されました。

1. 独立企業間価格（Arm's Length Principle: ALP）の適用強化

従来の移転価格税制では、関連者間取引において市場価格に準じた取引価格を設定することが求められていましたが、今回の改正により、ALPの適用範囲がさらに拡大されました。特に、デジタル経済の発展に伴い、無形資産の取引やグループ内の役務提供についても、より厳格な価格設定が求められるようになりました。

2. 移転価格文書の要件強化

企業は、以下の3種類の移転価格文書の作成を義務付けられています。

・マスターファイル：

グループ全体の移転価格方針や事業戦略を記載

・ローカルファイル：

インドネシア国内の関連者取引の詳細を報告

・国別報告書（CbC Report）：

グローバルな収益配分を示す報告書（連結売上高750億円超の企業が対象）

これまで以上に詳細な情報開示が求められることから、多国籍企業は移転価格ポリシーの適正性をより慎重に検討する必要があります。

3. 利益分割法（Profit Split Method: PSM）の導入

従来、インドネシアでは、独立価格比準法（CUP法）や取引純利益率法（TNMM）が主に使用されていましたが、今回の改正でPSMの適用が正式に導入されました。これにより、多国籍企業が異なる国にまたがるビジネスモデルを採用する場合、単一の子会社ではなく、グループ全体の利益配分に基づいた移転価格計算が求められるケースが増えると考えられます。

企業への影響

今回の改正は、特に以下のような企業に大きな影響を与えると考えられます。

1. デジタル・IT関連企業

クラウドサービスやソフトウェアライセンスなど、無形資産を中心に収益を上げる企業は、移転価格設定の見直しが必要となります。特に、知的財産の使用料やグループ内の技術支援に関する価格設定は、税務当局の監視が強化されるため、適正な価格設定が求められます。

2. 製造業・輸出入企業

インドネシアに生産拠点をもち、海外の関連会社へ製品を輸出している企業は、移転価格文書の作成負担が増加します。特に、輸出品の価格設定や、製造過程におけるコスト分担の明確化が求められるようになります。

3. サービス業

コンサルティングやBPO（ビジネス・プロセス・アウトソーシング）を提供する企業にとって、グループ内取引の価格設定が厳格化することで、移転価格の調整が必要になる可能性があります。

税務当局の対応とコンプライアンス強化

インドネシア税務総局（DGT）は、データ分析やAIを活用した監査の強化を進めています。企業の財務情報をより詳細に分析し、不正な利益移転が行われていないかをチェックする体制を強化しています。これにより、企業側も以下のような対応が求められます。

・移転価格方針の透明化：

企業は、関連者取引の価格設定根拠を明確にし、文書化しておく必要があります。

・定期的な移転価格レビュー：

法改正の影響を踏まえ、年次で移転価格ポリシーを見直すことが推奨されます。

・税務リスクのシミュレーション：

自社の取引が新制度に適合しているかを事前に検証し、潜在的な税務リスクを最小限に抑える必要があります。

まとめ

インドネシアの移転価格税制は、OECDのBEPSプロジェクトを背景に、より厳格なルールへと進化しています。特に、ALPの適用強化や移転価格文書の厳格化、PSMの導入は、多国籍企業にとって大きな影響を与える改正となっています。今後も税務コンプライアンスを強化し、適切な価格設定を行うことが求められるでしょう。

企業としては、最新の規制を常に把握し、適切な対応を行うことで、税務リスクを最小限に抑えつつ、持続可能なビジネス展開を図ることが重要です。

◆Bridge Noteのご案内◆

会社名：

PT. Bridge Note Indonesia（マイツグループ）

President：古賀 晶子

住所：

Menara Ahugrah Lantai 15, Kantor Taman E. 3. 3

Jl. Mega Kuningan Lot 8.6-8.7 Jakarta Selatan 12950

Eメール：so-sakae@bn-asia.com

事業内容：

各種コンサルティング業務(会計・税務・法務・労務)/多言語会計システム(Bridge Note)の販売/ビザ申請手続き/会社設立/移転価格/ディーデリジェンス/連結パッケージ作成

インドネシアで日系企業を中心に150社ほど導入いただいている「Bridge Note」は、入力が平易な多言語のクラウド会計システムです。会計業務のコスト低減、業務効率化、不正防止をお考え方はぜひご連絡下さい！システムの導入ができ、かつ、貴社の月次会計報酬の値段が下がります！

旧正月と香港のお金事情

香港マイツビジネスコンサルティング

香港は旧正月を迎えました。新年あけましておめでとうございます。皆様にとって素晴らしい一年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。香港では新年を迎えてから人に会うと、「新年快樂（あけましておめでとう）」「恭喜發財（儲かりますように）」「身體健康（健康でありますように）」「萬事如意（すべてがうまくいきますように）」などお祝いの言葉をたくさん言い、相手が素晴らしい一年を過ごせるよう祈願します。

毎年、旧正月の連休には多くの香港人が海外旅行に出かけますが、円安の後押しもあり、多くの香港人が日本旅行を楽しみました。2024年の訪日外国人の国・地域別に多かった順位は1位が韓国、2位が中国、3位が台湾、4位がアメリカ、5位が香港でした。また消費額で見ると1位が中国、2位が台湾、3位がアメリカ、4位が韓国、5位が香港という順位でした。人口753万人ほどの香港が上位にランクインするほど、香港からの訪日観光客数の多さは圧倒的で、同時にリピーターが多いのも特徴です。

中国大陸は香港より休みが長く、多くの企業で2週間ほどの大型連休となるため、中国本土からは多くの観光客が香港に押し寄せます。特に昨年12月1日からは深セン居住者に対する香港入境の「マルチビザ」が再開されたこともあり、深センと香港の往来が便利になりました。深センからの観光客が香港の経済を刺激することも期待されています。

2024年は世界的な物価高もあり、香港に限らず景気が好調とはいえない一年でした。2025年は去年よりも好景気に転じる年になるといいですね。香港人にとって経済、お金はとても重視されています。新年の挨拶で「恭喜發財（儲かりますように）」、「年年有余（暮らしに余裕がありますように）」と口にするように、香港人は商売をしている人に限らず、誰もがお金を増やすことに高い関心をもっ

ています。新たな一年の初めに、今年は香港人のマネー習慣、お金の考え方をご紹介します。

まず投資、香港は株式投資によって得られた利益に対して課税されません。そのため株式投資は気軽に始められ、お金を増やす重要ツールとして浸透しています。お昼休みなどに香港人をよく観察してみるとスマホで株式のチャートを眺めている人が身近にいることでしょう。

そして不動産、香港の不動産は上下しながら推移していますが全体的に右肩上がりです。狭い土地に人口密度が高い香港の高額な不動産を購入することは簡単ではありませんが、購入したならそれは貴重な資産となります。

今でこそ日本もようやくお金の教育に着目し、マネーリテラシーを高めようと義務教育で取り入れ始めていますが、少し前までお金の話をすることはタブーという風潮がありました。年齢層が高くなるほどその傾向は強く、もっとお金を稼ぎたい、もっと儲かりたいという態度を見せるのは、あまり好まれません。香港ではそんなことはなく、お金持ちになりたいと思うことは当然で、お金をたくさん稼ぐと生活が豊かになり、選択肢を多く持つことにつながると考えています。

香港人と一緒にいると「それいくら？」と物やサービスの値段を聞いてきます。身につけている物、持っているもの、現在もらっている給与、不動産をいくらで買ったのかなど、様々な値段を尋ねてきます。彼らはモノの相場に興味があり、その情報は価値を図る上でのデータベースになります。彼らは常に商機を狙っており、何か商売のネタになりそうなものを見つけると、一攫千金を狙うべく起業を考えたりします。

転職するなら、給与は何よりも重視されるべき項目です。日本では求人を出すときに給与額はあらかじめ決まっており、その金額で人を採用するスタイルです。香港の場合は自分にどういったスキルがあり、それをその企業のためにどう生かせるか、自分はどのくらいの給与に見合った人間かをアピールし、会社と給与額について話し合います。もちろん給与に納得できないと合意に至りません

し、たとえ働き始めても途中で給与の低さを理由に辞めてしまいます。

香港人の気性として何事も急いで、早いことが好まれます。彼らに言わせると「効率重視」です。せかせかしているため一見、気が短いように感じられますが、根底にあるのは「Time is Money (時は金なり)」という概念です。近年の日本でも若者世代が特に重視する「タイパ」、タイムパフォーマンスも同じことです。残業代がつかないのに居残って残業したところで一円にもならないのなら、定時に退社することに躊躇いはありません。

そしてお金を好む香港人はケチなのかといえば、全くそんなことはありません。一緒に食事に出かけると日本のような「割り勘」の場面は少なく、奢ってくれることも多いでしょう。奢られたり、奢り返したりすることで人間関係が続いていくという習慣があり、こうすると割り勘よりも相手への親近感や繋がりが感じられます。保守的に貯めるよりも稼いで運用、自分や人のために使って、積極的にお金を回すことで経済効果が生まれるのでしょう。

香港マイツビジネスコンサルティング

会社概要：

香港、華南地区進出の日系企業向けに会計税務、人事労務を中心に法人経営に関わる専門サービスをワンストップで提供しています。

上海を中心として中国各省にも拠点を有しており、各拠点と連携した包括的なサービス提供が可能です。

－お問い合わせ先－

事務所所在地

Room 1005, 10/F Tower 2 Silvercord,
30 Canton Road, Tsim Sha Tsui, Kowloon,
Hong Kong

Tel : +852-2959-1320

E-mail : cs@myts.com.hk

URL : <http://www.myts.co.jp>

増値税法が公布：暫定条例、草案、現行制度や日本の消費税との違いを説明 ～現行制度をほぼ踏襲・1年の周知期間により、施行の影響は軽微～

株式会社マイツ

国際事業部 中国室室長

米国公認会計士 古谷 純子氏

増値税法（第 41 号）が 2024 年 12 月 25 日付けにて公布され、2026 年 1 月 1 日より施行されます。同法は、第二稿草案をほぼ踏襲し、更に建付けこそ 1993 年 12 月公布の「増値税暫定施行条例」（以下“暫定条例”と表記）ⁱⁱ が廃止され、継承的な規定となりますが、暫定条例は営業税と増値税を統合する“営改増”改革において 2016 年 5 月の全面的適用により、実質的に現行制度に上書きされており、実務面での影響は軽微と考えられます。

従い、本稿では、同法を踏まえて増値税の基本構造の説明と共に、同法にて把握すべき事項を適宜、第二稿草案や暫定条例、現行制度、また日本の消費税と比較しつつ説明します。

本稿と共に、既往 JP マイツ通信（【2023 年 11 月】増値税草案（第二稿）と現行制度や日本の消費税との違いを説明／【2023 年 5 月】中国の増値税制度と消費税インボイス制度を比較！）ⁱⁱⁱを併せてご参照ください。

1. 増値税法の建付け第二稿草案^{iv}に基づく重要事項

増値税法は、日本の消費税法に相当する付加価値税に係る基本法です。第一稿草案（6 章・36 条）⇒第二稿草案（6 章・37 条）⇒同法（6 章・38 条）と条項数は多くなく、また同法の施行時に廃止される規定は暫定条例のみとなっており、この点か

らも同法は現行制度をほぼ踏襲しつつ、一部条項の調整に止まることが分かります。

<以下、第二稿草案からの変更箇所を緑色表示>

(1)増値税の現行の枠組みを踏襲した重要条項：

以下の通りです。

- **税率（第 4 条）**：貨物の販売等の基本税率は 13%（役務提供は原則 6%）です。下表の通り、現行税率を踏襲しています。

税率	主要項目（抜粋、一部例外あり）
13%	貨物の販売、加工・修理などの役務提供、有形動産リース、貨物の輸入
9%	交通運輸・郵政・インフラ電信・建築・不動産リース、土地所有権の譲渡、糧食・食用植物油・水道・飼料・化学肥料・農薬・農機道具など一部商品の販売・輸入
6%	役務・無形資産の提供
3%	徴収率（簡易課税の適用税率）
0%	貨物の輸出ほか

- **納税期間／期限（第 30 条）**：規定上の一納税期間は 10 日、15 日、1 か月、四半期ですが、主には現行制度と同様に、1 か月（通常、一般納税人）／四半期（同、小規模納税人）を一納税期間、翌月 15 日を納税期限とします。

- **一般納税人 VS 小規模納税人（第 8 条、9 条等）**：

一般納税人は日本の課税事業者、小規模納税人は簡易課税事業者近く、**小規模納税人は“基準となる年間課税売上高を 500 万元以下”**とし、もし“**健全な会計制度等を有すれば一般納税人の登記が可能**”、一般納税人はそれ以外（すなわち同売上高 500 万元超であれば必須）との建付けです（第 9 条、草案から変更

無し)。

原則、前者は日本の消費税インボイス制度と同様に“増値税額=売上税額－仕入税額”、後者は簡易課税方式を選択する場合は“増値税額=販売額×徴収率”となります。簡易課税方式の場合、税率は低いものの、仕入税額控除が認められない為、ビジネスモデルに従い、慎重に判断します。

➤ **繰越税金（仕入増値税の控除留保還付金額）の還付制度（第 21 条）：**

日本の消費税では、仕入（仮払）消費税額が売上（仮受）税額を上回る場合や輸出免税が発生する場合、一定の要件に該当すれば仕入消費税に対する還付を受けることが可能です。

一方、中国では輸出（に対しては免税ではなくゼロ税率）に対応する仕入増値税の還付制度を除けば、期末時に“売上増値税額＜仕入増値税額”でも還付が認められず翌期に繰越していましたが、2019 年以降、製造業や小型薄利企業に対し留保増値税をも含む還付政策が発表され、その後、対象範囲が拡大されています。

増値税法では第二稿草案をほぼ踏襲し、“業種や規模を問わず、納税人が当該増値税を翌期以降に留保するか、還付申請するかを（日本と同様に）、**国務院規定に照らし選択可能**”としています。

➤ **クロスボーダー役務提供時の取扱い（第 4 条）：**

日本の**消費税とは最も大きな差異ともいえる条項**です。消費税では、**海外事業者が提供する役務は原則、不課税取引^{vi}**となりますが、増値税では**役務・無形資産取引の販売側、購入側のいずれかが中国国内にいれば原則、課税対象取引**となります。則ち、当該課税取引とは下表の通りであり、**日本企業など海外事業**

者が中国企業に役務提供時にも、提供役務が中国国内で費消される限り、課税取引となります。

【中国国内で発生する課税取引の定義（第 4 条）】

- ①貨物販売：貨物の発送地或いは所在地が国内
- ②不動産等の販売或いはリース：不動産等の所在地が国内
- ③金融商品の販売：金融商品を国内で発行する場合、或いは販売者が国内単位と個人
- ④**本条第二項、第三項の規定以外の役務や無形資産**の販売：役務、無形資産が国内で費消、或いは販売者が国内単位と個人

***橙字体**は、第一稿草案から第二稿草案時に変更された箇所。同法の当該箇所は、第二草案からの変更無し。

(2)増値税の現行の枠組みから変更が生じる項目：

変更項目は少ないものの、以下等が挙げられます。

- **看做し販売取引（第 5 条）**：現行制度からの大幅な変更点として、以下の通り、代理販売や総会社と分公司間の取引等、看做し販売取引の範囲が（以下、**赤字**の通り）大幅に削除、項目調整されています。

- ① 物品をその他単位或いは個人に引渡し代理販売（させる）
- ② 物品の販売、代理販売（する）
- ③ 二つ以上の機構を設置し統一計算する納税人が、物品を一機構から他の機構に移送し販売に使用（後略）
- ④ 自家生産或いは委託加工の物品を非増値税課税項目に使用
- ⑤ 自家生産、委託加工の物品を集団福利或いは個人消費に使用
- ⑥ 自家生産、委託加工或いは購入物品を、投資として他の単位或いは個人商工事業者に提供
- ⑦ 自家生産、委託加工或いは購入物品を、株主或いは投資家に分配
- ⑧ 自家生産、委託加工或いは購入物品を、無償にて他の単位又或いは個人に贈与

- ① 組織単位及び個人商工事業者が自ら生産した又は委託加工した物品を集団福利厚生又は個人消費に使用する取引
- ② 組織単位及び個人商工事業者が物品を無償譲渡する取引
- ③ 組織単位及び個人が無形資産、不動産又は金融商品を無償譲渡する取引
- ④ ~~国務院の財政、税務所轄部門が規定するその他取引~~

- i 原文 URL: [中华人民共和国增值税法](#) [中国政府网](#)
- ii 2009 年 1 月 1 日改正施行の原文 URL: [中华人民共和国增值税暂行条例](#) (chinatax.gov.cn)
- iii [マイツグループのニューズレター](#)は右記 URL の通り。
URL: [ニューズレター アーカイブ | 株式会社マイツ](#)
- iv 原文 URL: <http://www.npc.gov.cn/flcaw/flcaw/ff8081818a1cb546018a49c4930940cf/attachment.pdf>
- v 財政部・国家税务总局公告 2022 年 14 号、同第 21 号及び J-P マイツ通信(2022 年 4 月)等を参照のこと。

増値税法は 2026 年 1 月施行と周知期間が約 1 年もある上、現行の枠組みをほぼ踏襲しており、施行による混乱等は生じ得ないものと考えます。但し、一部項目（留保増値税の還付制度等）のように国務院（等で）の規定に照らすとの記述や、今後の実施細則を始めとする各種の補充規定の公布を鑑み、引続き、情報収集に留意しつつ、適切に対応すべきと考えます。

vii [日本では積上げ計算（外税扱い）と割戻し計算（内税扱い）のいずれも可。下記 URL 等を参照のこと](http://nta.go.jp)
URL:No.6498 [適格請求書等保存方式（インボイス制度） | 国税庁 \(nta.go.jp\)](http://nta.go.jp)

マイツグループ

日本国内に3拠点(東京、大阪、京都)、中国全土に10拠点(上海、蘇州、大連、瀋陽、北京、天津、成都、広州、香港)を展開しており、現地スタッフ350名体制、日中双方で事業再編のご支援をさせていただきます。日系企業から中国現地企業へ販路拡大、中国国内のグループ内再編、M&A、清算業務まで幅広く対応しております。

上記内容のお問い合わせは株式会社マイツ

【URL】: <http://www.myts.co.jp>

【TEL】 03-6261-5323 / 【FAX】 03-6261-5324

【問い合わせ窓口】

篠原 (しのはら)

Email : yshinoha@myts.co.jp

本資料の著作権は弊社に属し、その目的を問わず無断引用または複製を禁じます。

タイ税務関連最新情報アップデート

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)
(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

今回は Asia Alliance Partner Co.,Ltd.(AAP)より、タイの会計・税務、及び最新のビジネス情報についての情報をお届けいたします。

1) 2025 年度日額最低賃金の引上げ

タイ国家賃金委員会は、2025 年最低賃金を承認し、2024 年 12 月 27 日付官報において公示されました。改定後の最低賃金は、2025 年 1 月 1 日から有効となります。

今回の最低賃金の引上げで最高の 400 バーツとなったのは、工業地帯を多数有するチョンブリ県・ラヨーン県、チャチュンサオ県またプーケット県・スラートターニー県（サムイ島郡のみ）といった世界的にも有名な観光産業のある地域です。

また首都バンコクにつきましては、2024 年度 363 バーツでしたが、2025 年度は 372 バーツとなり、9 バーツ(2.4%) 引き上げられました。

2) 電子システム (e-Payment) による、社会保険料の提出期限延長について

労働局は 2024 年 12 月 27 日付の官報において、電子システム (e-Payment) による社会保険料の申告、及び支払期限を既存の翌月 15 日から更に 7 日延長することを公示しました。

これにより、e-Payment による社会保険料の徴収の促進が期待されます。

■対象期間：2025 年 1 月～ 2029 年 12 月

3) 国境特別経済開発区域 (SEZ) での投資促進に向けた法人税率引き下げ措置

国境特別経済開発区域 (SEZ) は 2015 年以降、タイ政府が開発と投資促進の取り組みを進めており、タイにおける近隣国（ミャンマー、ラオス、カンボジア、マレーシア）との国境付近に位置し、当該地域に進出をすれば、インフラ整備や様々な税制上の恩典の享受することができます。

現在 SEZ にはタイ投資委員会 (BOI)、タイ工業団地公社 (IEAT)、歳入局、関税局がそれぞれ投資恩典を設けていますが、今回、経済区域 (SEZ) の法人所得税率を 10%に引き下げる勅令案が閣議にて承認されました。

SEZ 内で生産・製造、またサービス提供から生じる収益に対する法人税が、10 年間の会計期間にわたり法人税率を通常の法人税率 20%から 10%に引下げられることとなります。今回の措置により国境貿易や競争力の強化につなげ、タイを東南アジアの経済拠点に成長させることを後押しするための措置となります。なお、法人税率引き下げの対象者は、特別経済区域 (SEZ) 政策委員会が指定するターゲット産業に投資を行う法人、またはパートナーシップとなります。※2025 年 1 月 13 日に閣議で承認されましたが、まだ官報に公示されていません。

■対象者

「2021 年特別経済区域開発規則」に基づく、国境特別経済区域政策委員会 (SEZ) が指定したターゲット産業に投資を行う法人

■対象地域

国境周辺に 10 カ所の国境特別経済開発区域が設定されており、当該経済開発区域には以下の地域が含まれます。

ターク県、ムクダハン県、サケーオ県、ソンクラー
県、トラート県、ノンカーイ県、ナラーティワート
県、チェンライ県、ナコーンパノム県、カンチャナ
ブリー県

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

(マイツグループ中国・アジア進出支援機構メンバー)

Asia Alliance Partner は 2004 年タイにて設立以降、既
進出日系企業や新規進出企業向けに進出前のご相談対応
から、進出手続代行、進出後の日々の会計税務法務支援、
年次法定監査までワンストップでサービス提供してお
り、在タイ日系企業向けコンサルティング会社としては
最大規模で運営しております。

ーお問い合わせ先ー

Asia Alliance Partner Co.,Ltd.

1 Vasu 1 Building 12 Floor, Soi Sukhumvit 25,
Sukhumvit Rd., Klongtoey-Nua, Wattana, Bangkok
10110

【Mail】 info@aapth.com

【URL】 <http://www.aapth.com>